

保有個人情報訂正請求書記載要領

1 「氏名」, 「住所又は居所」

請求者本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の方の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を受けた保有個人情報の名称等」

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称を記載してください。

3 「開示を受けた年月日」

上記2の保有個人情報の開示の実施を受けた年月日を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 「訂正請求者」

訂正請求者が本人か法定代理人かの別について、該当する方に を付してください。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

大学の窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の氏名及び住所又は居所が記載されている書類を提示又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、保有個人情報開示担当にご相談ください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものと、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

法定代理人の方が訂正請求する場合は、「本人の状況等」欄に必要事項を記載してください。

また、法定代理人の方が訂正請求する場合には、法定代理人自身に係る上記(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に加えて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

7 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。